

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(17)

## 目 次

### 規 則

○富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第22号

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年富山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り受ける場合 12年以内

(9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第15条に規定する資金を借り受ける場合 12年以内

第 5 条第 3 項ただし書中「、第 6 号及び第 7 号」を「及び第 6 号から第 8 号まで」に改める。

附則第 3 項中「平成29年 3 月 31 日」を「平成30年 3 月 31 日」に、「、第 6 号及び第 7 号」を「及び第 6 号から第 8 号まで」に改め、「同項第 7 号」の次に「及び第 8 号」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項に 2 号を加える改正規定（同項第 9 号に係る部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（森林政策課）